

告示

埼玉県告示第七百十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和六年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

| 免税証の種類 | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間 |
|------------|--|----|----|-----------------------------|
| 一 トリッ | 1 1 A 0 9 9 6 6 8 1 1 A 0 9 9 6 6 9 | 二 | 農業 | 令和五年六月一日 ～ 令和六年三月三十一日 |
| 一〇〇 トリッ | 1 1 G 1 1 3 2 8 5 1 1 G 1 1 3 2 8 7 | 三 | 農業 | 令和五年六月一日 ～ 令和六年三月三十一日 |

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県加須市浜町四番三十七号
ほくさい農業協同組合加須燃料配送センター

免税証を交付した事務所

埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日

令和六年四月十一日